

近江八幡市安寧のまちづくり基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、近江八幡市安寧のまちづくり基本構想の事業化に向けての目標、具体的な事業内容、事業主体等を記した近江八幡市安寧のまちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり必要となる事項を検討するため、近江八幡市安寧のまちづくり基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進主管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成２９年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

所属等	分野
学識経験者	C C R C
近江八幡市連合自治会	市民
近江八幡商工会議所	民間事業者
安土町商工会	民間事業者
公益社団法人近江八幡市シルバー人材センター	高齢者雇用（生きがい就労）
一般社団法人近江八幡市蒲生郡医師会	医療
社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会	地域福祉
近江八幡金融協議会	金融
滋賀県	県市連携
総合政策部	C C R C 移住希望者支援
福祉子ども部	地域包括ケア 介護
都市整備部	都市計画 空家活用
産業経済部	農地転用 空き町家 新たな産業の創出